

## 長野県障がい者スポーツ大会ゲートボール競技運営要領

### 1 チーム編成

- (1) チームは、監督1名、競技者5名以上8名以内とする。
- (2) 監督を設置する場合は専任とし、競技者を兼ねることはできない。  
また、監督を置かなくてもチームは成立する。
- (3) 競技者のうち、1名を主将とする。

### 2 競技方法

- (1) 参加チーム（4ブロック）によるリンク戦（別紙「組合せ表」のとおり）とする。
- (2) 競技規則は、日本ゲートボール連合競技規則に準ずるものとする。
- (3) 順位決定方法は、リンク戦対戦成績から、次の順序により決定する。
  - ① 勝点
  - ② 得失点差
  - ③ 総得点
  - ④ ①～③により決定しない場合は、ゲート通し競技により決定する。

### 3 競技運営

- (1) コートの寸法は、縦15m・横20mとする。
- (2) 先攻・後攻について  
対戦表の左側を先攻とする。
- (3) 審判員については、競技の円滑な運営を図るため、各参加チームから2名ずつ有資格者に審判を依頼するものとする。

### 4 その他

- (1) 日常生活において使用している補装具は、試合中使用できるものとする。
- (2) 次の競技用具は、参加者（チーム）が用意するものとする。特に、主将（監督）表示マーク、ゼッケンの着用がない場合は失格とする
  - ア) スティック
  - イ) 監督表示マーク
  - ウ) 主将表示マーク
  - エ) ゼッケン
  - オ) 雨具
  - カ) 審判員腕章
  - キ) 練習用ボール